

福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会  
第2回建設検討委員会 会議概要

1 .開催日時	平成19年4月26日(木) 10:00~10:40
2 .開催場所	春日市役所 全員協議会室
3 .出席者	委員長(福岡市環境局長) 副委員長(春日市地域生活部長) 委員(福岡市環境局総務部計画課長) 委員(春日市地域生活部環境課長) 委員(大野城市環境生活部長) 委員(大野城市環境生活部リサイクル推進課長) 委員(太宰府市市民生活部長) 委員(太宰府市市民生活部環境課長) 委員(福岡都市圏南部環境事業組合事務局長)
	建設専門部会長
4 .欠席者	委員(福岡市環境局総務部長) 委員(那珂川町住民生活部長) 委員(那珂川町住民生活部環境防災課長)
5 .議 題	(1) 議事 議題1 福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会設置要綱の改正について 議題2 可燃物ごみ処理基本構想答申の流れ (2) 報告 報告1 福岡都市圏南部可燃ごみ処理基本構想に関する意見書(中間報告)

## (1) 議 事

### 議題 1 福岡都市圏南部環境事業組合建設検討委員会設置要綱の改正について

#### 【協議内容】

改正前の要綱第 8 条で、検討委員会に専門部会の設置権限を付与していたが、これについては組合管理者の権限に属するという理由に基づき、改正後は委員会が「組合管理者に対して専門部会の設置を求めることができる」とする。

改正前の要綱第 8 条第 2 項で、委員会が「専門部会の設置については運営要綱を別に定める」としていたが、これについても、管理者が要綱等を作成するため、削除する。

検討委員会の委員については、関係市町の充て職にしているが、組織の機構改革があった福岡市、那珂川町の職名の変更を行う。

また、これからの施設建設に向けて組織の機能強化を図るため、福岡市の環境局施設部長を新たに委員に加える。

### 議題 2 可燃物ごみ処理基本構想答申の流れ

#### 【協議内容】

建設専門部会では、平成19年 1 月12日に第 1 回建設専門部会開催し、これまで 3 回の専門部会を行うとともに、専門部会員へ個別説明を行い、関係市町の連携状況、施設の必要性、候補地決定の手順やその内容の適合性等について協議を重ね、本日の中間報告に至っている。

当委員会では、専門部会の中間報告を受け、関係各自治体の意見等のとりまとめを行い、平成19年 5 月18日の第3回建設検討委員会で基本構想答申書を策定する予定とする。

## (2) 報 告

### 報告 1 福岡都市圏南部可燃ごみ処理基本構想に関する意見書（中間報告）

#### 【松藤建設専門部会長より報告】

#### 基礎的事項について

ごみ量推計で重要となる将来人口予測については、それぞれの自治体の資料を元に推計を行ったが、対象となる福岡都市圏南部地域では約200万人になると予想され、他の諸計画で出された人口推計と比較しても大きな差異はないことから妥当であるものとし、これに対するごみ量の将来推計を行った。

ごみ量については、それぞれの自治体で減量化目標を設定されており、それに沿った推計を行ったが、各関係市町で発生抑制・再使用・再生利用のすなわち 3 R を前提にし、ごみをできるだけ減らす取り組みの徹底を望む。

#### 中間処理施設について

施設規模は、既存南部工場の600 t /日を超えない規模を検討していくこととし、処理施設を持たない春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町については、可燃ごみ量全量を対象とし、福岡市については4工場体制における本施設担当分を対象とする。

この600 t /日という数値については、3 Rの取り組みを強化していく中でさらなる施設規模の縮小も考えられる。

既存の南部工場の建屋を使用したプラント入替えについて検討したが、困難であるとの結論に至り、敷地内に新規に施設を建設するものとする。

候補地の敷地内で、緑地や調整池の改修を検討することにより、処理方式やプラントメーカーに関係なく、600 t /日を超えない規模での施設の配置は可能である。

なお、処理方式については、基本計画の段階で詳細に検討する。

#### 最終処分場について

最終処分場の規模については、50万m<sup>3</sup>あれば、どの中間処理方式を採用しても、覆土を含めても対応できることを確認した。

また、災害廃棄物の一時保管場所としての機能を含めた検討も必要である。

#### 今後の検討課題

今後は、施設規模や処理方式についての意思形成段階から情報開示に努め、地域住民の意見を十分に取り入れながら、施設整備を推進していくことを望む。